

知的障害などで判断力が十分でない人々と家族、支援者らの
権利とその人らしい生活を守るための支援事業

【支援金確定額：200,000円 支援率：44.3%】

取材日：平成23年（2011年）11月29日

■どのような活動をされていますか？

知的障害などによって判断力が十分でない人々と家族、支援者らが、その人らしい生活をおくるために必要な権利擁護、成年後見などの支援活動を行っています。平成22年7月に「船橋市手をつなぐ育成会」を母体としてスタートし、平成23年3月にはNPO法人格を取得しました。

主な活動は、権利擁護、成年後見制度に関する啓発活動及びその相談、支援で、小冊子「成年後見制度ハンドブック」、広報紙「うえるかむ通信」の発行、研修会・イベントの開催、相談室（毎週：火、金曜日）を開室しての個別相談の実施等を行っています。1人で悩みを抱え込むことのないよう、気軽に何でも相談できる相談室を目指して活動しています。



■支援金をどのように活用されますか？

スタッフは、全員ボランティアで頑張っていますが、広報紙の発行、研修会の開催、専門家への相談などの経費が掛かります。今回の支援金を活用し、新たに小冊子「成年後見制度ハンドブック」を発行することができ、多くの方に成年後見制度に対する理解を深めていただいて、制度の利用促進に向け大変役に立っております。

この他に支援金は、広報紙「うえるかむ通信」（年6回）の発行、研修会やイベントの開催にも活用しています。



■今後の活動の抱負を教えてください。

両親の高齢化等により、成年後見制度の重要性・必要性は今後ますます高まるものと思われれます。そこで、様々な福祉サービスも組み合わせながら、その人らしい自立した暮らしが続けられるような支援活動を続けていきます。またNPO法人化に伴い、活動内容をより一層充実させていきます。「親心の記録」（将来の備えとして我が子に係わる必要最小限のことを記録したノート）の預かりサービスも開始しました。将来的には、法人成年後見人や監督人を受任できる体制づくりを目指していきます。

サポートの輪を広げるため、賛助会員（年会費3,000円）を幅広く募集しており、多くの皆さまのご協力を願っております。

～取材を終えて～

本部、相談室の設置されている「カメラハウス」を訪問し、活動を立ち上げた背景、現在の活動状況、何故成年後見制度の充実が必要なのかなどについて詳しく話を伺ってきました。

相談事例も幾つかお聴きしましたが、行政だけではなかなか届かないところまで、きめ細かな対応をされており、「1人で悩まない」という理念を着実に実践に移されていることがよくうかがい知れました。

今回新たに作成された「成年後見制度ハンドブック」も、複雑かつ専門的な制度の概要が大変わかりやすく説明されており、専門知識の乏しい私でも十分理解することができました。

赤津代表の「市民協働という新たな切り口で市から支援をしていただき大変感謝しています。」というコメントが、私の心に深く残った取材でした。

■関わり先（連絡担当者）：代表 赤津 保子（あかつ やすこ）

TEL：047-710-7045